

プチ・レトル株式会社 定款

平成 25年 1月 11日 作成
平成 25年 1月 15日 公証人認証
平成 25年 1月 17日 会社設立

定 款

第1章総 則

(商 号)

第1条 当社はプチ・レトル株式会社と称し、英文ではpetite lettre Co. Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 書籍の企画、編集、出版、販売及び輸出入
- (2) 各種イベント、研修及びセミナーの企画、立案、制作、運営及び管理
- (3) 経営、広報、人事、総務、経理に関する事務アウトソーシング請負及びコンサルタント業務
- (4) コンピュータソフトウェアの企画、設計、開発および販売
- (5) インターネットのウェブサイト・ウェブコンテンツ及びデジタルコンテンツの企画・デザイン・制作・販売・運営・保守及び管理
- (6) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行することができる株式の総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、取締役の承認を要する。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産表示請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前2条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年12月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章株主総会

(招集及び招集権者)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役が招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使できる株主全員の同意があるときはこの限りではない。

4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故若しくは支障があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(株主総会の決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章取締役

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、1名以上5名以下とする。

(取締役の資格)

第18条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任者の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第21条 当会社が取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

- 2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。
- 3 社長は、当会社を代表する。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年一期とする。

(剰余金の配当)

第24条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(剰余金の配当の除斥期間)

第25条 当会社が、株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第26条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は1,000株とし、その発行価額は1株につき金千円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第27条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

(設立時の資本金)

第28条 当会社の設立時資本金は、金100万円とする。

(最初の事業年度)

第29条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成25年12月31日までとする。

(発起人の氏名及び住所、割当てを受ける株式数及びその払込金額)

第30条 当会社の発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

大倉一真 普通株式 500株
払込金額40万円(400株分。残り100株分は次項による。)

横澤恵子 普通株式 500株
払込金額40万円(400株分。残り100株分は次項による。)

- 2 当会社の設立に際して金銭以外の財産を出資する者の氏名、その財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数は、別表のとおりとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第31条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 大倉 一真
設立時取締役 横澤 恵子
設立時代表取締役 大倉 一真

(定款に定めのない事項)

第32条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、プチ・レトル株式会社を設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 25年 1月 11日

発起人 大倉 一真

発起人 横澤 恵子

(定款別表)

当会社の設立に際して金銭以外の財産を出資する者の氏名、その財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数は、次のとおりとする。

1-1. 現物出資者 氏名 大倉 一真

1-2. 出資財産及びその価額

ノートパソコン

TOSHIBA製dynabook R631/28E 製造番号5C022163H号 1台

金額 金 10万円

1-3. 割り当てる設立時発行株式数 100株

2-1. 現物出資者 氏名 横澤 恵子

2-2. 目的財産の表示及び価額

ノートパソコン

TOSHIBA製dynabook R632/28GK 製造番号XC068076H号 1台

金額 金 10万円

2-3. 割り当てる設立時発行株式数 100 株